

広島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、呉市選挙管理委員会等から報告があった。

令和四年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
呉市宮原老人集会所	呉市坪ノ内町6番25号	令和4年4月1日
旭町市営住宅集会所	三原市旭町一丁目4番	令和4年3月18日
久井老人福祉センター	三原市久井町下津1497番地3	令和4年3月18日
高坂南集会所	三原市高坂町真良188番地	令和4年3月18日
府中市南公民館	府中市土生町615番地19	平成19年3月30日
東広島市農村環境改善センター	東広島市河内町河戸136番地2	令和3年4月1日
福富市民体育館	東広島市福富町下竹仁2131番地5	平成27年4月1日
東広島市志和生涯学習センター	東広島市志和町志和西1432番地	令和4年4月1日
真田会館	安芸郡海田町稲荷町2番20号	令和4年5月10日
豊松老人福祉センター	神石郡神石高原町下豊松866番地1	令和4年3月31日